

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情6第2号	受理年月日	令和6年2月5日
件 名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、2023年度だけで地方議会35か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。</p> <p>各種メディアでも実態が報告されていますが、庁舎内で、特定政党の機関紙をこれほど多くの職員が購読している、又はさせられていることに驚愕しています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）、多い自治体では8割（5人に4人）にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。近年は、陳情提出を受けて、アンケート調査を実施して初めて明らかになった自治体がほとんどです。</p> <p>例えば、「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」が採択された鹿児島県霧島市の調査結果（令和5年12月）では、管理職の9割もが勤務時間中などに勧誘され、購読を断れず、庁舎内で集金や配達に応じている実態が浮き彫りになりました。自由意見欄には、「仕方なく購読を続けているが、本当はやめたい」「執行部側にも一定の対応指針を出してほしい」等の職員の苦悩の声が多数寄せられています。今回の実態調査が行われるまで、こうした勧誘実態や職員の想いは「見て見ぬふり」「声なき声」として執行部や議会から無視され続けてきたのです。</p> <p>また、千葉県長生（ちょうせい）村議会は、令和5年6～7月、議員から職員へのハラスメントアンケート調査を実施しました。その結果、職員が受けているハラスメント行為の上位4番目に「政党機関紙の勧誘、購読の強要」があげられました。その数は、「食事・酒を強要される」「理不尽な罵倒を受ける」の2倍以上の数でした。さらには、そのハラスメントを、職員は「誰にも相談できなかった」というのです。</p> <p>庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。全国自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が報じられていることから、目黒区においても、政党機関紙の勧誘行為に関して心理的圧力を感じている職員が</p>			

いないか現状把握に努めてください。

【陳情事項】

目黒区役所内においても、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。心理的圧迫を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。